

随意契約に関する調書（公表）

| | | |
|-------------------------|--|--|
| 所 管 課 名 | 高齢者支援課 | |
| 件 名 | 令和2年度一般介護予防事業業務委託 | |
| 契 約 内 容 | 地域支援事業実施要綱の規定に基づき実施する、一般介護予防事業に関する業務。高齢者の運動機能・口腔機能・認知機能向上及び閉じこもり予防を目的に、カラオケ機器を活用した介護予防教室の実施、運営支援を行う。 | |
| 契 約 期 間 | 令和2年8月11日～令和3年3月31日 | |
| 契 約 締 結 日 | 令和2年8月11日 | |
| 契 約 相 手 方 | 株式会社東海第一興商 | |
| 契 約 金 額 | 1,152,800円 | |
| 根 拠 規 定 | 地方自治法施行令第167条の2第1項 | |
| | 第1号 | 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く）） |
| | ○ 第2号 | 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。 |
| | 第3号 | 障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。 |
| | 第5号 | 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。 |
| | 第6号 | 競争入札に付すことが不利と認められるとき。 |
| | 第7号 | 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。 |
| | 第8号 | 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 |
| | 第9号 | 落札者が契約を締結しないとき。 |
| 随意契約の理由 及 業者選定の理由 | 健康づくり・介護予防に興味・安心の少ない層や、今までの教室において参加の少なかった男性高齢者に対する新しい介護予防教室を実施するにあたり、カラオケ機器を利用した介護予防教室運営の実績が他市町村であった業者として、令和元年度契約を締結。令和元年度に教室が普及した実績や継続的な取り組みにつなげるため、当事業者による実施が適当であると考えられ、競争入札に適さないものである。（契約期間：令和2年8月11日から令和3年3月31日） | |
| その他特記事項 | | |

※ 本件についてのお問い合わせ先 高齢者支援課

随意契約に関する調書（公表）

| | | |
|-------------------------|---|--|
| 所 管 課 名 | 高齢者支援課 | |
| 件 名 | 一般介護予防事業に関する映像の制作・放送業務委託 | |
| 契 約 内 容 | 地域支援事業実施要綱の規定に基づき実施する、一般介護予防事業に関する業務。高齢者の運動機能・口腔機能・認知機能向上及び閉じこもり予防を目的に、自宅でも安全に介護予防に取り組むことができるよう、体操をテレビ放送する。 | |
| 契 約 期 間 | 令和2年8月11日～令和3年3月31日 | |
| 契 約 締 結 日 | 令和2年8月11日 | |
| 契 約 相 手 方 | 中部ケーブルネット株式会社 | |
| 契 約 金 額 | 387,750円 | |
| 根 拠 規 定 | 地方自治法施行令第167条の2第1項 | |
| | ○ 第1号 | 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く）） |
| | 第2号 | 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。 |
| | 第3号 | 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。 |
| | 第5号 | 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。 |
| | 第6号 | 競争入札に付すことが不利と認められるとき。 |
| | 第7号 | 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。 |
| | 第8号 | 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 |
| | 第9号 | 落札者が契約を締結しないとき。 |
| 随意契約の理由 及 業者選定の理由 | 犬山市及び近隣市町村への普及率が高く、地域情報に関する放送実績がある業者は他にないことから、競争入札に適さないものである。 (契約期間：令和2年8月11日から令和3年3月31日) | |
| その他特記事項 | | |

※ 本件についてのお問い合わせ先 高齢者支援課

随意契約に関する調書(公表)

| | | |
|-------------------------|--|--|
| 所 管 課 名 | 健康福祉部 福祉課 | |
| 件 名 | 生活保護システム改修業務委託 | |
| 契 約 内 容 | 令和2年10月1日から運用が開始される日常生活支援住居施設に対応するための生活保護システムの改修 | |
| 契 約 期 間 | 令和2年7月7日から令和2年10月7日まで | |
| 契 約 締 結 日 | 令和2年7月6日 | |
| 契 約 相 手 方 | 北日本コンピューターサービス株式会社 | |
| 契 約 金 額 | 660,000円 | |
| 根 拠 規 定 | 地方自治法施行令第167条の2第1項 | |
| | 第1号 | 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く）） |
| | <input type="radio"/> 第2号 | 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。 |
| | 第3号 | 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。 |
| | 第5号 | 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。 |
| | 第6号 | 競争入札に付すことが不利と認められるとき。 |
| | 第7号 | 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。 |
| | 第8号 | 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 |
| | 第9号 | 落札者が契約を締結しないとき。 |
| 随意契約の理由 及 業者選定の理由 | 現在運用している生活保護システムが北日本コンピューターサービス 株式会社製のパッケージシステムで、その内容が外部に公開されていないことから、業務を行うことがシステムを構築した事業者に限られるため。 | |
| その他特記事項 | | |

※ 本件についてのお問い合わせ先 健康福祉部 福祉課